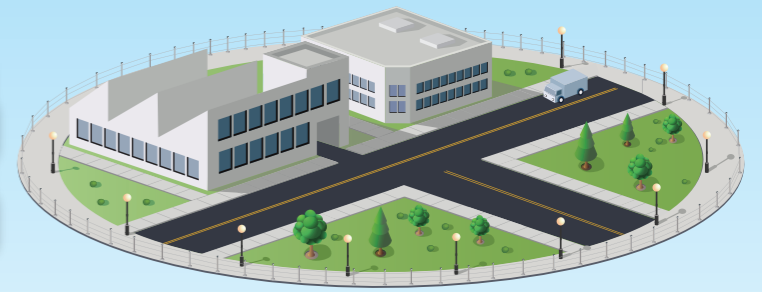


道内トップレベルの優遇措置



道央砂川工業団地分譲中!

砂川ISAスマートインターチェンジ平成27年度開通予定!
高速道路から車ですぐ!

- 土地と建物の固定資産税・都市計画税を..... **最大5年間補助!** ●3年間100% ●4年目 40% ●5年目 20%
- 用地取得補助は、取得額の最大60%..... **最大6千万円補助!**
- 建物設備取得補助は、投資額の最大15%..... **最大1億5千万円補助!**
- 市内居住者新規雇用で、1人あたり年間36万円... **最大2千4百万円補助!**
- 年間業務用水道料の20%を3年間補助..... **最大5百万円補助!**

(補助制度の有効期限 平成28年3月31日)

補助の対象になる企業施設

工場施設	観光事業施設・特定事業施設	その他の施設
<ul style="list-style-type: none"> ●製造業 ●運輸業 ●卸売業 	<ul style="list-style-type: none"> ●観光事業用の宿泊施設 ●スポーツ施設 ●レクリエーション施設 ●天然資源有効利用施設 ●観光物産施設 ●教育文化施設 ●ソフトウェアハウス ●試験研究施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ●建設 ●自動車整備 ●機械、家具等修理 ●物品賃貸 ●その他
<p>新設・増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投資額 1,500万円以上 ●従業員:5人以上 	<p>新設・増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投資額 1,500万円以上 ●従業員:3人以上 	<p>新設・増設</p> <p>対象外</p>
<p>移 設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投資額 1,500万円以上 	<p>移 設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投資額 1,500万円以上 	<p>移 設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投資額 1,500万円以上

新設とは

- 市内に新たに企業施設を設置すること。
- 市内にある企業施設とは別の企業施設を設置すること。

増設とは

- 市内にある既存の施設を有したまま、新たに床面積の増加を伴う同種の工場施設等を建築すること。
- 建築に伴い設備の増設をすること。

移設とは

- 企業施設のすべてを道央砂川工業団地、焼山工業団地、特別指定地域に移転し、既存の企業施設すべてを除去すること。

砂川市の補助制度

	新設・増設	移 設	新設・増設	新設・増設
	工業地域・特別指定地域	工業団地等	工業専用地域	工業地域等・工業専用地域以外
土 地	土地の固定資産税・都市計画税補助 3年間:100%補助 4年目:40%補助 5年目:20%補助		土地の固定資産税・都市計画税補助 3年間 100%補助	
	用地取得補助 取得額の50%補助(5,000万円限度) ※道央砂川工業団地の砂川市及び砂川市土地開発公社の所有地を取得した場合 60%補助(6,000万円限度)		用地取得補助 対象外	
建 物	建物の固定資産税・都市計画税補助 3年間:100%補助 4年目:40%補助 5年目:20%補助		建物の固定資産税・都市計画税補助 3年間 100%補助	
設 備 投 資	建物設備取得補助 建物投資額の15%補助(1億5,000万円限度)		建物設備取得補助 建物投資額の10%補助(5,000万円限度)	建物設備取得補助 建物投資額の6%補助(3,000万円限度)
雇 用	雇用奨励補助 市内居住新規雇用従業員数×36万円 2,400万円限度、1年間			
水 道 料	業務用水道補助 年間水道水量が1日平均50m ³ 以上 水道料相当分 3年間 20%補助			対象外

(補助制度の有効期限/平成28年3月31日)

分譲価格は相談に応じます。

分 譲 価 格 (1㎡あたり) **3,000円~**

分譲総面積 (10区画) **123,543㎡**

※賃貸もあります。お気軽にご相談ください。



区画番号	区画面積(㎡)	区画番号	区画面積(㎡)
1	26,898	9	11,509
2	15,243	10	13,060
4	14,709	11	2,350
7	17,071	12	2,659
8	18,718	13	1,326

物件概要

所在地 / 砂川市北光(国道12号沿西)

事業主体 / 砂川市土地開発公社

面積 / 団地総面積 99.6ha

工業用地 78.4ha 立地分譲済 51.5ha

立地分譲可能 26.9ha 賃貸価格 / 応相談

分譲価格 / 3,000円/㎡~

分譲面積 / 123,543㎡

現 状 / 現在37社が操業中で道央の利便位置にあるため、配送基地などに活気がある工業団地として形成が進んでいます。進出企業の具体的な要望に合わせて造成を行うなどの努力をしております。

条 件 / 地質・地盤 / 地質=第2種、砂礫、粘土の洪積層から構成する。

N値=15

杭打可能地盤までの深さ=5m

用 水 / 上水道=取水可能量1,500m³/日

地下水=取水可能量1,226m³/日(ph=6.4)

排 水 / 排水条件=A種 公共下水道に接続可能

排水先及び経路=石狩川

交 通 / 空港=新千歳空港まで90km

港湾=留萌港まで80km(約80分)

道路=国道12号に隣接、砂川ISAスマートインターチェンジまで1km、

道央自動車道 滝川ICまで7km、奈井江・砂川ICまで9km

鉄道=JR函館本線砂川駅まで3km

電 力 / 砂川変電所(20,000KVA)まで4,000m引込可能

高圧線66KV

お問合せ先=北海道電力滝川営業所

滝川市西町1丁目2-3 ☎0125-24-7166

地域開発法 / 過疎地域

等の指定 集積区域

税の優遇措置

区分	措置の内容	条件
市 税	過疎地域 ・市固定資産税 3ヵ年度分免除	投資額 2,700万円超 (製造業・情報通信技術利用事業・旅館業)
	集積区域 (企業立地促進法に基づく) ・市固定資産税 3ヵ年度分免除	投資額 2億円超 (製造業及び卸売業のうち農林漁業関連業種については5,000万円超)
道 税	過疎地域 ・不動産取得税の免除及び 事業税3年間免除 ・道固定資産税 3年間免除(大規模)	投資額 2,700万円超 (製造業・情報通信技術利用事業・旅館業)
	集積区域 (企業立地促進法に基づく) ・不動産取得税の免除 ・道固定資産税 3年間免除(大規模)	投資額 2億円超 (製造業及び卸売業のうち農林漁業関連業種については5,000万円超)

北海道の助成

- 最高15億円の助成金
- ・工場等の新設、増設における投資額を基準とする補助
- ・雇用増を基準とする補助

その他 焼山工業団地もあります